

会長挨拶

全国発達支援通園事業連絡協議会 会長 近藤直子

埼玉大会以来6年ぶりの関東での大会開催となります、ご後援いただいた東京都、東久留米市、ご準備頂いた皆さんに厚く感謝申し上げます。ありがとうございました。

障害児支援の管轄が厚生労働省からこども家庭庁に移り、障害のある子どもも「こども」として位置づきましたが、制度的には養護問題や保育所・幼稚園、学校とは異なり、利用契約・出来高払いの報酬制度下にあり、インフルエンザなどが流行れば途端に事業所の経営が不安定になる状況は続いています。体調が不安定な乳幼児期の療育に取り組む上では、現在の仕組みには課題があると言わざるを得ません。

2024年改正児童福祉法施行以降、こども家庭庁は「児童発達支援事業ガイドライン」の改訂、報酬改定や職員の専門性向上に向けた研修の在り方の検討を進めていますが、こうした動向に関しては専門官よりご説明いただきます。母子保健や保育所等地域の関係機関との連携に関してもご示唆いただけるものと期待しています。

出生前からわかる重度障害児や医ケア児への支援、新生児訪問からの母子保健事業と親子支援の連携等、3歳までの支援の重要性を私ども全国発達支援通園事業連絡協議会は一貫して主張してきましたが、3歳未満児の利用料無償化を進める自治体がわざかずつとはいえ、広がってきていることは喜ばしいことだと思っております。「重い」障害のある子には、生まれる前から保護者を支える仕組みを確立することが求められますが、医療等にかかる費用はもとより、訪問看護、訪問リハ、そして訪問療育と訪問型支援の充実が図られること、そしてそれらの費用負担の無償化、軽減措置が重要なことは言うまでもありません。ゼロ歳児期から親子通園を開始し単独通園へと生活の場を広げうるよう、医療機関が母子保健や児童福祉施策としっかりと連携することに向けて、国レベル、自治体レベルでの取り組みを求めて生きたいと考えております。

発達障害児への就学支援と関わって5歳児健診が進められようとしていますが、ほとんどの5歳児が保育所・幼稚園・認定こども園に通う現状のもとで、5歳児健診が医師を中心進められようとしていることには、疑問を感じざるを得ません。集団生活における「気になる行動」や不器用さなどは、何よりも日々接している保育担当者が把握していることですし、子どもの抱える「問題」について保護者とどう共有していくか悩んでいるのも保育者です。そうした声に応えるための児童発達支援センターの中核機能なのではないでしょうか。5歳児健診が保育現場の声を無視して進められることの無いよう、国、都道府県、地方自治体に提起していきたいものです。

就学後の支援は文部科学省の課題ではありますが、放課後・地域生活の充実に関しては記念講演の村岡さんのお話から学び、子どもたち、ご家族にステキな日々贈る学びとして下されば幸いです。